

随意契約の契約状況表

(財務部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の 所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
1	納税課	令和6年度大分市税 督促状作成等業務委託	令和6年4月1日	株式会社 オーイー シー	6,643,560	2号	本業務委託は、地方税法に基づき、納期限経過後もなお未納の納税者に対して発送する督促状のうち、市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）の督促状について、用紙の作成、印字、封入封緘までの業務を委託するものである。 本委託にて作製する督促状は、インターネットバンキングでの納付やATMでの納付が可能となるペイジー納付に対応する納付書であり、その納付書及び納付書に印字する印刷機等については、マルチペイメントネットワーク運営機構が実施する試験及びゆうちょ銀行への用紙申請及び印字試験、整合性試験を行った上で承認を得る必要があり、利用ができるまでに半年程度の期間を要する。 令和6年4月1日現在、大分市が送付する督促状について、上記の承認を得て作製することができる委託業者は、令和5年度大分市税督促状作製業務委託受託業者である株式会社オーイーシーのみである。 以上のことから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないと認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、株式会社オーイーシーと随意契約を行うものである。
2	納税課	令和6年度 納税催 告書作成・封入・封緘 等業務委託	令和6年4月1日	株式会社 オーイー シー	5,187,600	2号	本業務委託は、現年市税の滞納者を対象に納税催告書及び納付書を作製、印字、封入、封緘を行うものである。 令和6年4月1日より開始された共通納税税目拡大にあたって、本業務委託においても地方税統一QRコードに対応する納付書を作製・印字する必要がある。この納付書は、地方税統一QRコードを印字した見本品を金融機関へ提出し、様式審査及び読取テストを行い、承認を得て初めて利用が可能となるものであり、準備に長い期間を要する。特に、ゆうちょ銀行については、承認を得るまでにおよそ半年程度の準備・テスト期間を要する。 加えて、新規業者と契約し、印刷機器等が変わる場合、大分市が採用している公金収納サービスのOCRライン読取テストやコンビニ収納テストも行う必要があり、これについては公金収納サービスを管理している大分銀行へ別途読取テスト費用を支払う必要がある。 令和6年4月1日現在、大分市が送付する納税催告書用納付書について、既に上記の承認を得ている委託業者は、株式会社オーイーシーの1社のみである。 以上のことから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないと認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、株式会社オーイーシーと随意契約を行うものである。
3	管財課	令和6年度固定資産 台帳更新業務委託	令和6年4月1日	大分市東春日町1－1 株式会社 地域科学研 究所	2,719,200	2号	本委託業務は、現在管財課にて管理している公有財産管理システムを利用し、固定資産台帳の整備を行うものであります。 統一的な基準による地方公会計に向けた取り組みにおいては、「今後の地方公会計の整備促進について」(平成26年5月23日付総財務第102号総務大臣通知)により、統一的な基準による財務書類等を整備しておりますが、その作成にあたっては、固定資産台帳の整備が必要となります。 公有財産管理システムには、すでに大分市が所有する土地及び建物等のデータを入れており、その既存データに固定資産台帳に必要な情報を追加・更新し、固定資産台帳の整備を行います。 この公有財産管理システムは、(株)地域科学研究所が開発したものですので、当該業務においては、(株)地域科学研究所のみが内容を熟知しております。 以上のことから、(株)地域科学研究所と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約いたします。
4	管財課	令和6年度公有財産 地図情報更新及び保 守点検業務委託	令和6年4月1日	大分市東春日町1－1 株式会社 地域科学研 究所	1,872,200	2号	本委託業務は、管財課において公有財産管理のために運用されている「公有財産管理システム」の地図情報更新及び保守点検を行うものであります。 公有財産管理システムは、市有地の台帳データと地図データを結びつけることにより、各課で保有している市有地の情報を、より明確に把握し、市有地の管理を効率的に行うものです。 この公有財産管理システムは、(株)地域科学研究所が開発したものですので、当該業務においては、(株)地域科学研究所のみが内容を熟知しております。 以上のことから、(株)地域科学研究所と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約いたします。

随意契約の契約状況表

(財務部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の 所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
5	管財課	大分市庁舎外自家用 電気工作物保安管理 業務委託	令和6年4月1日	大分市大字三芳1159 ー1 一般財団法人九州電気 保安協会大分支部	6,421,800	2号	本業務は、大分市庁舎外8施設における自家用電気工作物の保安管理業務(電気主任技術者の選任含む)を委託するものです。 電気保安管理業務は、事故等が発生した場合に迅速な対応が必要なうえ、事故を未然に防止する為には普段から維持管理及び点検等を適切に行わなければならない、高度な専門知識と技術が求められます。 また停電事故発生時は迅速に事故原因を特定し市民の安全確保と多種多様な電算システムの復旧を図らなくてはならない上、点検時の停電作業も電算による各施設予約システム或いは大分市ホームページ等の情報システム導入に伴って停電作業時間も短縮しなければならず点検実施要員の確保が不可欠です。(現在約30数名にて実施) 以上のことから豊富な経験、品質マネジメント導入、24時間受付対応、高度な専門知識をもった人員を多数確保し、支所等を含む市役所の業務に支障をきたすことなく保安管理できるのは、(財)九州電気保安協会を除いてはありません。
6	管財課	庁舎昇降機保守点検 業務委託	令和6年4月1日	福岡県福岡市博多区住 吉1ー2ー25 三菱電機ビルソリュー ションズ(株)九州支社	9,669,000	2号	本業務は本庁舎、議会棟、第2庁舎の昇降機の保守点検業務を行うものです。 昇降機のトラブルは直接人命にもかかわることから安全性の確保が第一義となります。 しかしながら昇降機の保守点検業務にあたっては、メーカーごとに特殊な仕様部品が多く使用されており、保守を行う昇降機の構造等について十分熟知していなければ、適正な点検を行うことができません。些細なミスが重大な事故につながる危険性があるほか、トラブル発生時における復旧時間にも影響を与えることを考慮する必要があります。 昇降機は設置から年数が経過するほど、消耗部品の供給が困難な状況になることから、部品の交換や故障が生じた際にも部品の調達や故障対応が確実に行えるよう庁舎の昇降機については建設当初よりフルメンテナンス契約行っております。 フルメンテナンス契約を行うことで、メーカーに部品がストックされるとともに、部品交換も別途費用を伴うことなく当該業務内において行うことが可能となります。 但し、このフルメンテナンス契約については、建設当初からの継続契約のみ可能で、中途での契約は行えないため、この契約が切れてしまうと部品調達が不確実となるほか、部品交換時に別途多くの費用が生じることにもなります。 庁舎の昇降機の保守点検業務を適正かつ確実に行えるのは、設置された昇降機について最も熟知するとともに唯一フルメンテナンス契約を結ぶことのできる昇降機メーカー保守点検部門である三菱電機ビルソリューションズ株式会社を除いてほかにありません。 当該業者はこれまでも維持管理を行ってまいりましたが、重大事故を発生させることなく、トラブル発生時にも迅速かつ適正な維持管理が行われております。
7	管財課	城崎分館昇降機保守 点検業務委託	令和6年4月1日	福岡県福岡市博多区住 吉1ー2ー25 三菱電機ビルソリュー ションズ(株)九州支社	897,600	2号	本業務は城崎分館の昇降機の保守点検業務を行うものです。 昇降機のトラブルは直接人命にもかかわることから、安全性の確保が第一となります。 しかしながら昇降機の保守点検業務にあたっては、メーカーごとに特殊な仕様部品が多く使用されており、保守を行う昇降機の構造等について十分熟知していなければ、適正な点検を行うことができません。些細なミスが重大な事故につながる危険性があるほか、トラブル発生時における復旧時間にも影響を与えることを考慮する必要があります。 また、昭和47年設置からから50年以上が経過しており、城崎分館改修時には制御系統は新規交換しましたが、かご、巻き上げ機、一連の機械駆動部については、継続使用であり、年数が経過するほど、消耗部品の供給が困難な状況になることから、部品の交換や故障が生じた際にも部品の調達や故障対応が確実に行えるよう城崎分館の昇降機については旧土地改良会館の建設当初よりフルメンテナンス契約を行っております。 フルメンテナンス契約を行うことで、メーカーに部品がストックされるとともに、部品交換も別途費用を伴うことなく当該業務内において行うことが可能となります。 但し、このフルメンテナンス契約については、建設当初からの継続契約のみ可能で、中途での契約は行えないため、この契約が切れてしまうと部品調達が不確実となるほか、部品交換時に別途多くの費用が生じることにもなります。 庁舎の昇降機の保守点検業務を適正かつ確実に行えるのは、設置された昇降機について最も熟知するとともに唯一フルメンテナンス契約を結ぶことのできる昇降機メーカー保守点検部門である三菱電機ビルソリューションズ株式会社を除いてほかにありません。

随意契約の契約状況表

(財務部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の 所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
8	管財課	佐賀関市民センター 昇降機保守点検業務 委託	令和6年4月1日	大分市大津町1－20 －38 日本昇降機(株)大分営業 所	844,800	2号	本業務は佐賀関市民センターの昇降機の保守点検業務を行うものです。 昇降機のトラブルは直接人命にもかかわることから、安全性の確保が第一となります。 しかしながら昇降機の保守点検業務にあたっては、メーカーごとに特殊な仕様部品が多く使用されており、保守を行う昇降機の構造等について十分熟知していなければ、適正な点検を行うことができません。些細なミスが重大な事故につながる危険性があるほか、トラブル発生時における復旧時間にも影響を与えることを考慮する必要があります。 また、佐賀関市民センターはフルメンテナンス契約を結んでおり、フルメンテナンス契約を行うことで、メーカーに部品がストックされるとともに、部品交換も別途費用を伴うことなく当該業務内において行うことが可能となります。 但し、このフルメンテナンス契約については、建設当初からの継続契約のみ可能で、中途での契約は行えないため、この契約が切れてしまうと部品調達が不確実となるほか、部品交換時に別途多くの費用が生じることにもなります。 佐賀関市民センターの昇降機の保守点検業務を適正かつ確実に行えるのは、設置された昇降機について最も熟知するとともに唯一フルメンテナンス契約を結ぶことのできる昇降機メーカー保守点検部門である日本昇降機株式会社を除いてほかにありません。 当該業者はこれまでも維持管理を行ってまいりましたが、重大事故を発生させることなく、トラブル発生時にも迅速かつ適正な維持管理が行われております。
9	管財課	野津原市民センター 昇降機保守点検業務 委託	令和6年4月1日	福岡県福岡市博多区上 呉服町10番10号 株式会社日立ビルシ ステム 西日本支社	1,174,701	2号	本業務は野津原市民センターの昇降機の保守点検業務を行うものです。 昇降機のトラブルは直接人命にもかかわることから、安全性の確保が第一となります。 しかしながら昇降機の保守点検業務にあたっては、メーカーごとに特殊な仕様部品が多く使用されており、保守を行う昇降機の構造等について十分熟知していなければ、適正な点検を行うことができません。些細なミスが重大な事故につながる危険性があるほか、トラブル発生時における復旧時間にも影響を与えることを考慮する必要があります。 野津原市民センターの昇降機の保守点検業務を適正かつ確実に行えるのは、設置された昇降機について最も熟知する昇降機メーカー保守点検部門である株式会社日立ビルシステムを除いてほかにありません。 当該業者はこれまでも維持管理を行ってまいりましたが、重大事故を発生させることなく、トラブル発生時にも迅速かつ適正な維持管理が行われております。
10	管財課	庁舎放送設備保守点 検業務委託	令和6年4月1日	大分市大字上宗方字川 下296－2 大分音響(株)	1,358,500	2号	本委託業務は、庁舎放送設備、非常放送設備の保守点検を行うものです。 放送設備の保守にあたっては、高度な技術と知識が必要となりますが、障害時の対応を含め適切かつ迅速に対応が行えるのは、本設備であるTOA(株)の代理店であるとともに、システム構築から配線工事、各機器を設置した大分音響株式会社を除いてほかにありません。
11	管財課	本庁舎地下駐車場管 制システム点検業務 委託	令和6年4月1日	福岡県福岡市博多区住 吉1－2－25 三菱電機ビルソリュー ションズ(株)九州支社	1,042,800	2号	本委託業務は、地下駐車場に設置している駐車管制システムの保守点検業務を行うものです。 地下駐車場は、平成24年度に機械駐車場を解体し平面駐車場として利用しており、その際に、駐車管制システムを導入することにより効率的に駐車案内を行っています。管制システムは、構成している各機器を地下駐車場に合わせてシステム構築しており、故障時の部品調達を含めて迅速且つ適切な保守対応ができるのは機器メーカーしかありません。
12	管財課	庁舎冷却塔保守点検 業務委託	令和6年5月1日	福岡県糟屋郡粕屋町長 者原東2－7－34 九州信技(株)	1,430,000	2号	本業務委託は、本庁舎、第2庁舎の冷却塔保守点検を行うものであります。 庁舎の冷却塔は、ガス冷温水機を循環している冷却水を冷やすための設備で、冷却塔内充填材によって冷却性能に大きく影響するため、正常に運転するためには高度な知識が不可欠且つ、本設備を熟知している必要があります。 ガス冷温水機の安定運用の確保が第一義となりますが、当該業務を迅速かつ的確な保守を行う業者はメーカーしかありません。
13	管財課	庁舎ガス冷温水機保 守点検業務委託	令和6年4月1日	福岡県糟屋郡粕屋町仲 原2648 荏原冷熱システム(株)九 州支店	6,985,000	2号	本委託業務は、庁舎ガス冷温水機の性能を維持するため保守点検を行うものです。 庁舎ガス冷温水機の点検には、高度かつ特殊な技術が要求されことから、機器メーカー独自の講習を受け内部構造等に十分熟知している必要があります。 また、部品等は機器メーカーごとに製作しており、故障時は迅速かつ適切な対応により早急な機能回復を求められるため、対応できるのは機器メーカーしかありません。
14	管財課	本庁舎省エネ空調設 備保守点検業務委託	令和6年4月1日	福岡県福岡市中央区天 神1－14－1 三機工業(株)九州支店	9,449,000	2号	本委託業務は本庁舎省エネ空調設備の性能維持するため保守点検を実施するものです。 本設備は、省エネルギー対策としてNEDO補助金を活用し設置されたものであり、常時削減効果を監視しながら、その結果に基づき省エネ運転をしておりますが、消費電力削減効果を上げるには、本体及び補機等がシステムとして一体的に機能する必要があります。 本業務にあたっては、システムとして設備全体を熟知するとともに、高度な技術力が必要となりますが、故障時等に迅速かつ適切な対応がとれるのは施工業者を除いて外にありません。

随意契約の契約状況表

(財務部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の 所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
15	管財課	本庁舎ヒートポンプ 設備保守点検業務委託	令和6年4月1日	福岡県福岡市中央区天神1－14－1 三機工業(株)九州支店	6,787,000	2号	本委託業務は、本庁舎増築部分の空調設備の性能を維持するため保守点検を行うものであります。 当該設備は省エネ機器を導入していますが、本体及び補機等がシステムとして一体的に機能することによって省エネ効果が上がる仕組みとなっており、本業務にあたっては設備の全体を十分に熟知するとともに、システムに不具合が発生し能力が発揮しない場合や、故障時に迅速かつ適切な対応がとれることが前提条件となります。これをおこなえる会社はシステムを導入した施工業者を除いて他にありません。
16	管財課	庁舎空調自動制御設備保守定期点検業務委託	令和6年5月1日	大分市向原東1－6－7 旭計装(株)	6,116,000	2号	本委託業務は、本庁舎および第2庁舎の空調設備の自動制御設備の保守点検を行うものです。 業務にあたりましては、機器メーカーであるアズビル(旧山武)の自動制御機器を用いて構築しており、特殊な技術や高度な知識が不可欠であるとともに、他の機器との関連から本設備を十分に熟知している必要があります。 故障発生時に迅速で的確な対応がとれるのは機器メーカーの代理店である旭計装株式会社を除いて外にありません。
17	管財課	第2庁舎電算室系統冷却塔保守点検業務委託	令和6年5月1日	福岡県福岡市中央区大濠公園2－39 空研工業(株)	638,000	2号	本業務委託は、第2庁舎の電算室系統空調機の冷却塔保守点検を行うものであります。 この冷却塔は、チラーユニットを循環している冷却水を冷やすための設備で、冷却塔内充填材によって冷却性能に大きく影響するため、正常に運転するためには本設備を熟知している必要があります。 また、チラーユニットは電算室専用の空調であるため、冷却塔に不具合が発生した場合、ホストコンピューター等の運転ができなくなり、窓口サービスが全てストップしてしまうといった重大な事態が発生することも懸念されるため、当該業務を迅速かつ的確な保守を行う業者は製造者しかありません。
18	管財課	大分市明野支所清掃業務委託	令和6年4月1日	大分市松原町3丁目1番11号 (株)千代田	1,854,600	2号	本業務は、大分市明野支所の清掃業務をおこなうものです。大分市明野支所の事務室及び会議室は、(株)トキハインダストリーあけのアクロスタウン店の一部を借用しています。清掃業務を行うにあたり、日常の清掃業務は当然ながら作業の効率化や緊急時の迅速な対応を考えると、清掃資材置き場や、作業員の詰所等のスペースを確保する必要があります。現在、大分市明野支所の借用については、支所の業務を行ううえで最小限のスペースを借用している状況で、新たに清掃資材置き場や作業員詰所を確保することは困難です。(株)トキハインダストリーあけのアクロスタウン店全体の清掃業務は、(株)千代田に委託されており、(株)千代田が新たなスペースの確保をすることなく、緊急時の迅速な対応や効率的な作業がおこなえる唯一の業者です。
19	管財課	大分市庁舎電話受付案内臨時業務委託 (単価契約)	令和6年4月1日	大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号 (株)NTTマーケティングアクトProCX	－	2号	本市において、災害が発生し、災害対策本部を開設した場合、電話交換業務についても代表電話534－6111を開放し緊急時の対応を行わなくてはなりません。 このような緊急時に対応するため、電話交換業務の単価契約を締結する必要がありますが、現受託業者以外に電話交換台の操作方法及び業務内容を熟知し、災害対策本部の開設に伴う緊急な電話交換業務を行える業者はありません。 契約単価：①業務管理者(5～22時)…2,585円/1時間 ②業務管理者(22～5時)…3,245円/1時間 ③電話交換員(5～22時)…2,365円/1時間 ④電話交換員(22～5時)…2,915円/1時間 ⑤交通費…実費
20	管財課	庁舎外5施設自動扉保守点検業務委託	令和6年4月1日	大分市広瀬町2-1-36 オリエント産業(株) 大分支店	2,314,400	2号	本業務は、本庁舎、第2庁舎、議会棟、野津原市民センター、城崎分館、佐賀関市民センター、本神崎連絡所及び一尺屋連絡所の自動扉の保守点検業務を行なうものです。本庁舎等には毎日多数の人が出入りするため、自動扉は一日数千回以上の開閉動作を行っています。機械的消耗・電氣的劣化に対し定期的な点検や調整・部品交換を行い、常に自動扉が良好な状態を維持できなければ、故障等が発生し、来庁舎の方にご不便をおかけするだけでなく、安全性の確保に支障をきたすこととなります。自動扉の使用部品は、製造メーカーごとに特殊な使用部品が多く使用されており、消耗部品の交換、あるいは故障時の対応において、本市の自動扉について構造的に熟知していなければ、適切な対応が行えないほか、復旧までに時間を要してしまうこととなります。また、本庁舎の自動扉は設置から既に45年経過しておりますが、年数が経過するほど、消耗部品の供給が困難な状況になることから、部品の交換や故障が生じた際にも部品の調達や故障対応が確実に行えるよう庁舎の自動扉については建設当初よりフルメンテナンス契約行っております。フルメンテナンス契約を行うことで、メーカーに部品がストックされるとともに、部品交換も別途費用を伴うことなく当該業務内において行うことが可能となります。 但し、このフルメンテナンス契約については、建設当初からの継続契約のみ可能で、中途からの契約は行えないため、この契約が切れてしまうと部品調達が不確実となるほか、部品交換時に別途多くの費用が生じることにもなります。庁舎等の自動扉の保守点検業務を適正かつ確実に行えるのは、設置している自動扉について最も熟知するとともに唯一フルメンテナンス契約を結ぶことのできる製造メーカー保守点検部門であるオリエント産業株式会社を除いてほかにありません。 また、庁舎において40年以上経過した現在も重大な事故は発生しておらずトラブル発生時に於いても迅速な対応がなされています。
21	管財課	市役所駐車場案内板保守点検業務委託	令和6年4月1日	大分市王子中町6－42 有限会社 ヤマシタ広告社	594,000	2号	本業務は、市役所駐車場案内板の保守点検業務を行うものです。 駐車場案内板の満空表示システムは、サーバーとモデム及びルーターなどを動作させるソフトを使用しており、携帯電話のホームページを作成利用して、携帯電話から満空表示が行えるようになっています。 設置時から保守点検を実施することで、案内板の表示システムを安定的に作動させられます。また経年劣化による消耗部品交換、或いは故障時の部品交換は互換性に欠けることもあり、構造的にも熟知している設置者でなければ保守点検を実施することができません。

随意契約の契約状況表

(財務部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の 所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
22	管財課	本庁舎電話設備保守 定期点検業務委託	令和6年4月1日	大分市長浜町3-15-7 西日本電信電話㈱ 大分支店	1,869,516	2号	本委託業務は、庁舎内に設置している電話交換機(PBX)を主体とした庁内電話設備全般が故障した際に迅速且つ適切に故障回復を図ることを目的に保守点検するものである。 保守点検業務の実施にあつては、庁内の電話設備に熟知していることが求められ、故障回復には設置機器に対する高度な専門技術を要する。 故障時や緊急時において的確かつ迅速な対応を行えるのは、電話交換機(PBX)を主体とした庁内電話設備全般の設置メーカーである西日本電信電話㈱ 大分支店に限られる。
23	管財課	佐賀関市民センター 建物管理業務委託	令和6年4月1日	大分市金池町3丁目2 番3号 公益社団法人大分市シ ルバー人材センター	1,011,780	3号	本業務委託は、佐賀関市民センターにおいて職員が出勤する前のセンター内の管理(出入口の解錠・空調機の温度管理・国旗・市旗の掲揚など)を行うものであり、業務の実施にあたり特別な技術、資格を必要としておりません。 このような業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律38条に規定され、臨時的かつ短期的な就業又はその他簡易な業務に係る就業を希望する高齢退職者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供している大分市シルバー人材センターが、高齢者等に提供する業務として最適であると考えられます。
24	財政課	令和6年度統一的な 基準による財務書類 作成業務委託	令和6年4月1日	大分市東春日町1番1号 NS大分ビル 株式会社地域科学研究所	7,388,700	2号	当該システムのパッケージソフトウェアは、システム開発業者が独自に開発し、他に公開されていないプログラムによって構成されており、また、当該業務の実施に当たっては、本市が導入している固定資産台帳管理システムとデータ連携をする必要があり、株式会社地域科学研究所は両システムの仕様等に精通していることから、本委託契約に係る業務を確実かつ迅速に遂行できるものは当該業者に限られるため。
25	財政課	令和5年度大分市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(非課税こども加算、均等割課税・こども加算)確認書等作成及び封入封緘作業委託再度お知らせ	令和6年4月30日	大分市東春日町17-57 株式会社オーイーシー	665,720	7号	本事業とほぼ同内容である、令和5年度大分市・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(非課税こども加算、均等割課税・こども加算)確認書の発送については株式会社オーイーシーに委託しており、給付申請番号等を活用した確認書等への印刷は既に容易にできる環境にある。そのため、プログラム等の設定を行う必要がなく、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる。
26	財政課	低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業支援業務委託	令和6年6月27日	東京都新宿区西新宿2-1-1 キャリアリンク株式会社	76,738,200	2号	本業務委託は、令和5年11月2日に閣議決定され、令和5年11月29日に国の補正予算で成立した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の物価高対策として、令和5年度住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯に給付を行っていたが、令和6年度新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯となった世帯に対して、1世帯10万円の給付を行い、対象世帯の18歳以下のこども1人当たり5万円給付を行う。また、定額減税しきれないと見込まれる額を給付する調整給付を行う方針が示されたことを踏まえ、本市でも令和6年度の市県民税課税情報をもとに調整給付金の支給を行う。以上の給付金の事務を円滑に行うため、申請に関する相談等の窓口となるコールセンター業務や窓口業務、確認書及び申請書の受付、審査、申請内容の入力などの事務処理業務を委託するものである。本業務委託については、物価高による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、速やかに給付を行う必要がある。事業開始までの短期間で準備し、給付対象者の申請受付開始前後での相談や、申請開始後には申請内容の審査を速やかに行い給付することも求められる。本市が委託する全ての業務内容を指定期間から円滑に事務処理できるのは、現在令和5年度非課税世帯と均等割のみ課税世帯の18歳以下のこども1人につき5万円、住民税均等割のみ課税世帯に10万円給付事業を行っており、同様の契約を令和6年7月31日まで契約を締結しているキャリアリンク株式会社が唯一の相手方である。
27	財政課	統合税務システム改修業務委託(低所得者支援及び定額減税補足給付金対象者抽出対応)	令和6年6月27日	大分市東春日町17-19 日本電気株式会社大分支店	5,287,700	2号	本委託は、デフレ完全脱却のための総合経済対策として行われる、低所得者支援及び定額減税補足給付金の対応として、統合税務システムの改修業務を行うものである。本委託における統合税務システムについては、既存のソフトウェアの変更を行う必要があるが、このソフトウェアの設計・開発に係る情報は、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムで構成されており、他者は当該ソフトウェアに係る知識や情報、ノウハウを有していない。したがって、業務の履行が可能な者は、当システムを設計・開発し、プログラム作成を行った業者である日本電気株式会社に限られる。
28	資産税課	大分市固定資産GISに係るシステム保守業務委託	令和6年4月1日	国際航業株式会社大分営業所 大分市都町1丁目1番1号	3,520,000	2号	本業務は、国際航業株式会社により開発されたシステムを採用している大分市固定資産GISに係るシステム保守、管理を行う業務であり、システムの不具合等の早急な解決判断やシステムの改修更新等を迅速に行うことができるのは本システムの開発および構築をした国際航業株式会社大分営業所のみである。 よって、本業務を行うにあたっては、国際航業株式会社大分営業所と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。

随意契約の契約状況表

(財務部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の 所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
29	資産税課	大分市固定資産GIS データ修正業務委託	令和6年5月30日	国際航業株式会社大分 営業所 大分市都町1丁目1番1 号	16,863,760	2号	本契約による業務は、大分市における固定資産税の適正かつ公平な課税を行うため、固定資産土地評価システムである大分市固定資産GISに登載する地番編集図等の電子図面関係データについて令和6年分の修正を行うものであり、地番編集図等の電子図面関係データは、修正作業を測量士等の有資格者によって行うことで、地番編集図の精度の向上を図ることができる。 また、分合筆等の行われた土地の評価は、①登記異動情報のシステムの入力 ②地番編集図等の電子図面関係データの修正 ③修正された地番編集図により画地計測等を行い評価するといった流れを伴うため、職員による作業とデータ修正作業を連携しながら進める必要がある。 以上のように本業務は、地番編集図の精度の高い修正作業を随時必要とするだけでなく電子図面関係データと土地一筆データとのマッチングなどの作業を行うため、本システムを熟知していることが必要であることから、大分市固定資産GISのシステム開発およびシステム保守を行っている国際航業株式会社大分営業所と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。
30	資産税課	大分市家屋図更新業務委託	令和6年6月12日	国際航業株式会社大分 営業所 大分市都町1丁目1番1 号	3,161,536	2号	本業務は、家屋の課税客体を的確に把握することを目的とし、令和6年課税分の家屋図データファイルを作成するためのもので、GISシステム上で家屋図データと家屋課税マスタとの突合作業を行うことになるが、その開発及び保守業者でシステムの内部構造に精通しており、過去に履行された業務と密接不可分の関係にある本業務を円滑にできるのは国際航業株式会社大分営業所のみである。 よって、本業務を行うにあたっては、国際航業株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。
31	資産税課	大分市家屋評価システム保守業務委託	令和6年4月1日	株式会社地域科学研究所 大分市東春日町1-1	1,854,600	2号	本業務は、家屋の評価額を算出するために使用している大分市家屋評価システムの保守業務であり、3年ごとに見直される固定資産税評価基準の専用知識も必要となり、評価基準に精通していることも重要な要素となる。 3年ごとの評価替えに伴うシステム更新に迅速かつ正確に対応していくためにも、本業務を確実に履行することができるのは、本システムを設計及び構築した株式会社SBS情報システムの大分市内で唯一のシステムサポート窓口である株式会社地域科学研究所である。 よって、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。
32	資産税課	大分市固定資産(宅 地等)評価基礎資料 作成委託業務	令和6年6月1日	一般財団法人 日本不動産研究所大分 支所 大分市府内町3丁目4番 20号	13,487,073	2号	本業務は、不動産に関する専門的な知識はもとより、固定資産評価基準の内容や固定資産の評価方法等について熟知するとともに本市の地価動向や価格事情等の調査・分析による過年度にわたる地価の基礎的なデータを保有し、過去の価格との比較分析や地域間における評価バランスの検証等を的確に行うことが重要となる。 この業務内容について迅速かつ確実に履行することができるのは、総務省が管轄する資産評価システム研究センターの「土地に関する調査研究委員会」に参画する法人として専門性を持ち、全国42カ所に事業所を有し全国的な土地評価の実績があり、地価に関する大量の基礎データ等を保有する一般財団法人日本不動産研究所大分支所のみであることから、同法人と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。